○有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)

(下線部分は改正部分)

有機農産物の日本農林規格

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

- 第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。
- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあっては種子に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

改正後

(2) 採取場(自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。)において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物(飲食料品に限る。)をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(別表1に掲げるものを除く。)、農薬(別表2に掲
	げるものを除く。)並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材
	(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除
	く。)をいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。
	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)
	によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
	2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該物
	質を含有しない場合を含む。)。
遺伝子操作・組換	交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法によって遺伝物
え技術	質を変化させる技術(組換えDNA、細胞融合、ミクロインジェクション、
	マクロインジェクション、被包化、遺伝子欠失、遺伝子の倍加等を含み、接
	合、形質導入及び交雑等を除く。)をいう。
栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設(ほ場
	を除く。以下同じ。) をいう。

有機農産物の日本農林規格

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

(1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあっては種子に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

改正前

(2) 採取場(自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。)において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

ADD ACCOMMINICA	50 で、 00 2 2 2 1
用語	定
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物(飲食料品に限る。)をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(別表1に掲げるものを除く。)、農薬(別表2に掲
	げるものを除く。)並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材
	(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除
	く。)をいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。
	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)
	によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
	2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該物
	質を含有しない場合を含む。)。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組
	換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術を
	<u>いう。</u>
栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設(ほ場
	を除く。以下同じ。)をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

男4余 ┃事	13 1/X/1/3	項	7生産の方法についくの基準は、次のとおりる 基	準
ほ		場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入し	しないように必要な措置を講じて
			いるものであり、かつ、次のいずれかに該当	当するものであること。
			1 多年生の植物から収穫される農産物に	あってはその最初の収穫前3年以
			上、それ以外の農産物にあってはは種又に	は植付け前2年以上(開拓された
			ほ場又は耕作の目的に供されていなかった	とほ場であって、2年以上使用禁
			止資材が使用されていないものにおいて新	新たに農産物の生産を開始した場
			合においては、多年生の植物から収穫され	れる農産物にあってはその最初の
			収穫前1年以上、それ以外の農産物にあ	ってはは種又は植付け前1年以
			上)の間、この表ほ場に使用する種子又に	は苗等の項、ほ場における肥培管
			理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物	物の防除の項及び一般管理の項
			の基準に従い農産物の生産を行っていること	<u> </u>
			2 転換期間中のほ場(1に規定する要件に	こ適合するほ場への転換を開始し
			たほ場であって、1に規定する要件に適合	合していないものをいう。以下同
			じ。)については、転換開始後最初の収積	蒦前1年以上の間、この表ほ場に
			使用する種子又は苗等の項、ほ場における	る肥培管理の項、ほ場又は栽培場
			における有害動植物の防除の項及び一般管理	理の項の基準に従い農産物の生
			産を行っていること。	
栽	培	場	1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は液	流入しないように必要な措置を講
			じているものであること。	
			2 土壌において栽培されるきのこ類にあ	
			間、使用禁止資材が使用されていないこと	
採	取	場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない	/= / // // / / / // // /
			採取場において農産物採取前3年以上の間、	使用禁止資材を使用していない
)= IH)	. / <del>-</del>		ものであること。	and the second of the second o
	こ使用す	る種	1 この表は場の項、採取場の項、ほ場に対	/ - / -   - / / / / / / / / / / / / / /
于又们	は苗等		培場における有害動植物の防除の項、一般	
			穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包物	
			管理の項の基準に適合する種子又は苗等	
			物体の全部又は一部(種子を除く。)で	<u> 終</u> 烟の用に供されるものをいう。
			以下同じ。)であること。	日人立は日廷の姓仕事がは以来と
			2 1の種子若しくは苗等の入手が困難なり	
			場合は、使用禁止資材を使用することなく 子若しくは苗等の入手が困難な場合又は	
			するしくは田寺の八子が凶難な場合又は 種子繁殖する品種にあっては種子、栄養	
			位于紫旭りる前性にめつては僅十、未養3 な最も若齢な苗等であって、は種又は植作	
			化学的に合成された肥料及び農薬(別表 く。)が使用されていないものを使用する	
I			ヽ。ノ タサヤ灰用でオレ ヒ ヒ サムヒ ゙ものを使用する	コーヒ州 くさる (は性され、又は

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

	り生産の方法についての基準は、次のとわりとする。 
事項	基準
ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じて
	いるものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
	1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以
	上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上(開拓された
	ほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁
	止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場
	合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の
	収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以
	上)の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管
	理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項
	の基準に従い農産物の生産を行っていること。
	2 転換期間中のほ場(1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始し
	たほ場であって、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同
	じ。)については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に
	使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場
	における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生
	産を行っていること。
栽 培 場	1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講
	じているものであること。
	2 土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の
	間、使用禁止資材が使用されていないこと。
採 取 場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該
	採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していない
	ものであること。
ほ場に使用する種	1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽
子又は苗等	培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収
	穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る
	管理の項の基準に適合する種子又は苗等(苗、苗木、穂木、台木その他植
	物体の全部又は一部(種子を除く。)で繁殖の用に供されるものをいう。
	以下同じ。)であること。
	2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な
	場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種
	子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、
	種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能
	な最も若齢な苗等であって、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す
	化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除
	く。)が使用されていないものを使用することができる(は種され、又は

	植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。)。 3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)が使用されていない苗等を使用することができる。 (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合 (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合 4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、遺伝子操作・組換え技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。		植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。)。  3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)が使用されていない苗等を使用することができる。 (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合 (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合  4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
種	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項1、ほ場 又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸 送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の 項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項1(1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 3 2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 4 2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 5 1から4までに掲げる種菌は、遺伝子操作・組換え技術を用いて生産されたものでないこと。	種	The state of the s
	1 この表ほ場に使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。		1 この表ほ場に使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。
培施設に使用する	2 1に掲げる種子は、遺伝子操作・組換え技術を用いて生産されたもので	培施設に使用する	2 1に掲げる種子は、 <u>組換えDNA技術</u> を用いて生産されたものでないこ
種子	ないこと。 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水(食塩水(99%以上の塩化ナトリ	種子	と。 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水(食塩水(99%以上の塩化ナトリ
	ウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。)を電気分解した		ウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。)を電気分解した
	ものに限る。)以外の資材を使用していないこと。		ものに限る。)以外の資材を使用していないこと。
	当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ		当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ
管理	場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法	管理	場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法
	のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。た		のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。た
	だし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した		だし、当該は場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した
	方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るこ		方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るこ
I	とができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程に	1.1	とができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程に

おいて化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生し 産段階において遺伝子操作・組換え技術が用いられていないものに限る。以 下同じ。) に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物 (遺伝子操作・組換え技術が用いられていないものに限る。) を導入するこ とができる。

# 培管理

- 栽培場における栽 1 きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産する こと。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に 適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資 材に限り、菌床栽培きのこ(おが層にふすま、ぬか類、水等を混合してブ ロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培 したものをいう。)の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入 手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産 物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することがで きる。
  - (1) 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過 去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、か つ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後 に化学物質により処理されていないものであること。
  - (2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由 来するものに限ること。
    - ア 農産物 (この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽 培されたものに限る。)
    - イ 加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林 水産省告示第1606号)第4条に規定する生産の方法についての基準 に従って生産されたものに限る。)
    - ウ 飼料(有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告 示第1607号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って 生産されたものに限る。)
    - エ 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1 608号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養さ れた家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの
  - 2 スプラウト類にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産 及び管理を行うこと。
  - (1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限るこ

ア水

イ 培地(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来す るもの(遺伝子操作・組換え技術を用いて製造されたものを除 く。) であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないも のに限る。)

おいて化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生 産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同 じ。) に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物(組 換えDNA技術が用いられていないものに限る。) を導入することができ

# 培管理

- 栽培場における栽 1 きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産する こと。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に 適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資 材に限り、菌床栽培きのこ(おが層にふすま、ぬか類、水等を混合してブ ロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培 したものをいう。)の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入 手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産 物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することがで きる。
  - (1) 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過 去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、か つ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後 に化学物質により処理されていないものであること。
  - (2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由 来するものに限ること。
    - ア 農産物 (この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽 培されたものに限る。)
    - イ 加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林 水産省告示第1606号)第4条に規定する生産の方法についての基準 に従って生産されたものに限る。)
    - ウ 飼料(有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告 示第1607号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って 生産されたものに限る。)
    - エ 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1 608号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養さ れた家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの
  - 2 スプラウト類にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産 及び管理を行うこと。
  - (1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限るこ と。

ア水

イ 培地(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来す るもの(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)であ り、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限 る。)

- (2) 人工照明を用いないこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗 浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこ
- (4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しな いように管理を行うこと。

# おける有害動植物 の防除

ほ場又は栽培場に┃耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培 管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意 図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをい う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限 る。) 若しくはプラスチックマルチ(使用後に取り除くものに限る。) を使 用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うこ とをいう。)、生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生 物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは 有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適する ような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれら を適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただ し、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的 防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみに よってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合に あっては、別表2の農薬(遺伝子操作・組換え技術を用いて製造されたもの を除く。以下同じ。) に限り使用することができる。

一 般 管 理 土壌、植物又はきのこ類に使用禁止資材を施さないこと。

育 苗 管 理 育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。)にあっては、周辺 から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その 用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表 ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項 及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。

- 1 この表は場の項又は採取場の項の基準に適合したは場又は採取場の土壌
- 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、 使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材 が使用されていない土壌
- 3 別表1の肥料及び土壌改良資材

# 別、調製、洗浄、 貯蔵、包装その他 の収穫以後の工程 に係る管理

- 収穫、輸送、選 1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗 等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理 の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は 育苗管理の項の基準(以下「ほ場の項等の基準」という。) に適合しない 農産物が混入しないように管理を行うこと。
  - 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用

- (2) 人工照明を用いないこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗 浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこ と。
- (4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しな いように管理を行うこと。

### ほ場又は栽培場に おける有害動植物 の防除

耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培 管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意 図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをい う。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限 る。) 若しくはプラスチックマルチ(使用後に取り除くものに限る。) を使 用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うこ とをいう。)、生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生 物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは 有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適する ような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。) 又はこれら を適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただ し、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的 防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみに よってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合に あっては、別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除 く。以下同じ。) に限り使用することができる。

一 般 管 理 土壌、植物又はきのこ類に使用禁止資材を施さないこと。

育 苗 管 理 | 育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。)にあっては、周辺 から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その 用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表 ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項 及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。

- 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌
- 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、 使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材 が使用されていない土壌
- 3 別表1の肥料及び土壌改良資材

# 別、調製、洗浄、 貯蔵、包装その他 の収穫以後の工程 に係る管理

- 収穫、輸送、選 1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗 等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理 の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は 育苗管理の項の基準(以下「ほ場の項等の基準」という。) に適合しない 農産物が混入しないように管理を行うこと。
  - 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用

した方法(遺伝子操作・組換え技術を用いて生産された生物を利用した方 法を除く。以下同じ。)によること。

- 3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによ っては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができ る。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を 防止しなければならない。
- (1) 有害動植物の防除目的別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び 添加物(これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して 病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)
- (2) 農産物の品質の保持改善目的別表5の調製用等資材(遺伝子操作・ 組換え技術を用いて製造されていないものに限る。)
- 4 放射線照射を行わないこと。
- 5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生 産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されない ように管理を行うこと。

#### (有機農産物の表示)

- 第5条 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、 次の例のいずれかによることとする。
- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物○○」又は「○○(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培○○」又は「○○(有機栽培)」
- (6) 「有機○○」又は「○○(有機)」
- (7) 「オーガニック $\bigcirc\bigcirc$ 」又は「 $\bigcirc\bigcirc$ (オーガニック)」
- (注1)(1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産 物の名称の表示を別途行うこと。
- (注2) 「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
- 名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。
- 及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

### 別表 1 肥料及び十壌改良資材

肥料及び土壌改良	++-	淮
資材		华

した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除 く。以下同じ。)によること。

- 3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによ っては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができ る。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を 防止しなければならない。
- (1) 有害動植物の防除目的別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び 添加物(これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して 病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)
- (2) 農産物の品質の保持改善目的別表5の調製用等資材(組換えDNA 技術を用いて製造されていないものに限る。)
- 4 放射線照射を行わないこと。
- 5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生 産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されない ように管理を行うこと。

#### (有機農産物の表示)

- 第5条 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、 次の例のいずれかによることとする。
- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物○○」又は「○○(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培○○」又は「○○(有機栽培)」
- (6) 「有機○○」又は「○○(有機)」
- (7) 「オーガニック $\bigcirc\bigcirc$ 」又は「 $\bigcirc\bigcirc$ (オーガニック)」
- (注1)(1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産 物の名称の表示を別途行うこと。
- (注2) 「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては、名称又は商品 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては、名称又は商品 名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。
- 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあっては、同項(1)、(3)、(6) 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあっては、同項(1)、(3)、(6) 及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

#### 別表1 肥料及び十壌改良資材

7011/70 11	23170311	
肥料及び土壌改良		No.
資材	基	準

植物及びその残さ	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
由来の資材	
発酵、乾燥又は焼	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
成した排せつ物由	が出入り 外で10~7gr ピットに出水 / もりい (ta) もこと。
来の資材	
	   天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていな
油かす類	
A D 7 11 7 2 1844 4/1	い天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていな
工場からの農畜水	い天然物質に由来するものであること。
産物由来の資材	
と畜場又は水産加	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
工場からの動物性	と。
産品由来の資材	
発酵した食品廃棄	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
物由来の資材	
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。
メタン発酵消化液	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるもので
(汚泥肥料を除	あること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分
<. )	に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉	
末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	٤.
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸
人政スパレンプム	カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	ア然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によ
硫 酸 加 里	らず生産されたものであること。   天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
一硫酸加里	
7* #A +n = #* !	
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
一硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	٤.
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カル	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
シウム)	と。
硫黄	

植物及びその残さ	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
由来の資材	
発酵、乾燥又は焼	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
成した排せつ物由	
来の資材	
油かす類	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていな
	い天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていな
工場からの農畜水	い天然物質に由来するものであること。
産物由来の資材	
と畜場又は水産加	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
工場からの動物性	と。
産品由来の資材	
発酵した食品廃棄	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
物由来の資材	
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。
メタン発酵消化液	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるもので
(汚泥肥料を除	あること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分
< 。 )	に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉	
末	
草 木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸
	カルシウムを含む。)であること。
塩 化 加 里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によ
	らず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	٤.
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
I web to the	
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	en blott SS and A Will in sett blotter and a set blotte SS and a set of set and a
石こう(硫酸カル	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
シウム)     硫   黄	٤.
硫 黄	

生石灰(苦土生石	   天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
灰を含む。)	E.
消 石 灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量要素(マンガ	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するも
ン,ほう素,鉄,	のであること。
銅, 亜鉛, モリブ	
デン及び塩素)	
岩石を粉砕したも	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、
0	含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこ
	と。
木   炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除
	く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
ゼオライト	了放射原型以及200mm
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
バーミキュライト	と。   天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
ハーミヤュノイト	人然物員又は11子的処理を11分(いない人然物員に由来りるものであるこ    と。
けいそう土焼成粒	と。    天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
1) V C / 1.//////	と。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
料	٤.
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、
	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたもので
	あること。
リン酸アルミニウ	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
ムカルシウム	
塩化カルシウム	
食 酢	Half ) restal ) a sweet ( ) )
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用す
#11 July 기가 기사 그리 그가 네.	る場合に限ること。
製糖産業の副産物	于热性原力以及2.2.4.4mm+ /2.2.4.1.2.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.
肥料の宣粒材及び	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ

灰を含む。)     と。       消 石 灰     上記生石灰に由来するものであること。       微量要素 (マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)     のであること。       岩石を粉砕したもの     天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであっての含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでない。	
微量要素(マンガン、ほう素、鉄、のであること。 銅、亜鉛、モリブデン及び塩素) 岩石を粉砕したも 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
ン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブ デン及び塩素) 岩石を粉砕したも 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
鋼、亜鉛、モリブ デン及び塩素) 岩石を粉砕したも 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
デン及び塩素) 岩石を粉砕したも 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
岩石を粉砕したも 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
	` `
の 含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでない	
	ر <i>ک</i>
と。	
木 炭 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。	
泥 炭 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を	:除
く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。	
ベントナイト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	2
と。	
パーライト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。	
ゼ オ ラ イ ト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。	
バーミキュライト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。	
けいそう土焼成粒 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
と。	
塩 基 性 ス ラ グ トーマス製鋼法により副生するものであること。	
鉱さいけい酸質肥 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	
料と。	
よ う 成 り ん 肥 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって	
カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること	
塩化ナトリウム 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたもの	で
あること。	
リン酸アルミニウ カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること	
ムカルシウム	
塩化カルシウム	
食酢	
乳 酸 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用す	-る
場合に限ること。	
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものである	

固結防止材	と。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造するこ
	とができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができ
	る。
その他の肥料及び	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施され
土壤改良資材	る物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施さ
	れる物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない
	天然物質に由来するもの( <u>遺伝子操作・組換え技術</u> を用いて製造されていな
	いものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかな
	ものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては
	土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に
	限り、使用することができる。

# 別表2 農薬

農薬	基	準
除虫菊乳剤及びピ	除虫菊から抽出したものであって、	共力剤としてピペロニルブトキサイドを
レトリン乳剤	含まないものに限ること。	
なたね油乳剤		
調合油乳剤		
マシン油エアゾル		
マシン油乳剤		
デンプン水和剤		
脂肪酸グリセリド		
乳剤		
メタアルデヒド粒	捕虫器に使用する場合に限ること。	
剤		
硫黄くん煙剤		
硫 黄 粉 剤		
硫黄・銅水和剤		
水和硫黄剂		
石灰硫黄合剂		
シイタケ菌糸体抽		
出物液剤		
炭酸水素ナトリウ		
ム水溶剤及び重曹		
炭酸水素ナトリウ		
ム・銅水和剤		
銅水和剤		
銅 粉 剤		
硫 酸 銅	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
生 石 灰	ボルドー剤調製用に使用する場合は	こ限ること。

固結防止材	と。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施され
土壤改良資材	る物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施さ
	れる物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない
	天然物質に由来するもの( <u>組換えDNA技術</u> を用いて製造されていないもの
	に限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなもので
	ないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の
	性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、
	使用することができる。

## 別表2 農薬

農薬	基	準
除虫菊乳剤及びピ	除虫菊から抽出したものであって、	共力剤としてピペロニルブトキサイドを
レトリン乳剤	含まないものに限ること。	
なたね油乳剤		
調合油乳剤		
マシン油エアゾル		
マシン油乳剤		
デンプン水和剤		
脂肪酸グリセリド		
乳剤		
メタアルデヒド粒	捕虫器に使用する場合に限ること。	
剤		
硫黄くん煙剤		
硫 黄 粉 剤		
硫黄・銅水和剤		
水和硫黄剂		
石灰硫黄合剂		
シイタケ菌糸体抽		
出物液剤		
炭酸水素ナトリウ		
ム水溶剤及び重曹		
炭酸水素ナトリウ		
ム・銅水和剤		
銅 水 和 剤		
銅 粉 剤		
硫 酸 銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に	
生 石 灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に	1限ること。

天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・	
銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに
	限ること。
クロレラ抽出物液	
剤	
混合生薬抽出物液	
剤	
ワックス水和剤	
	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸	保管施設で使用する場合に限ること。
剤	
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食 酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム	
水溶剤	
炭酸カルシウム水	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
和剤	
ミルベメクチン乳	
剤	
ミルベメクチン水	
和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液	
剤	
次亜塩素酸水	

### 別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

### 別表4 薬剤

薬	剤	基	準
除虫菊	抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含	含まないものに限ること。また,農
		産物に対して病害虫を防除する目的で使用	月する場合を除く。
ケイ酸ナ	トリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で低	<b></b> 吏用する場合を除く。
カリウム	石鹸(軟	農産物に対して病害虫を防除する目的で低	<b></b> 吏用する場合を除く。
石鹸)			

天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・	
銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするもの
	に限ること。
クロレラ抽出物液	
剤	
混合生薬抽出物液	
剤	
ワックス水和剤	
展 着 剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸	保管施設で使用する場合に限ること。
剤	
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム	
水溶剤	
炭酸カルシウム水	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
和剤	
ミルベメクチン乳	
剤	
ミルベメクチン水	
和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液	
剤	
次亜塩素酸水	

## 別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

## 別表4 薬剤

薬剤	基	準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを	を含まないものに限ること。また、農
	産物に対して病害虫を防除する目的で何	吏用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で	で使用する場合を除く。
カリウム石鹸(軟	農産物に対して病害虫を防除する目的で	で使用する場合を除く。
石鹸)		

エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。ま
	た、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。

(注)薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

# 別表 5 調製用等資材

調製用等資材	基準
二酸化炭素	
室 素	
エタノール	
活 性 炭	
ケイソウ土	
クェン酸	
微生物由来の調製	
用等資材	
酵 素	
卵白アルブミン	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	
エチレン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
カリウム	
オーゾーン	
コーンコブ	
次亜塩素酸水	食塩水を電気分解したものであること。
食 塩	
食酢	
炭酸水素ナトリウ	
A	
ミッロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。

エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。ま
	た、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除
	する目的で使用する場合を除く。

(注)薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

### 別表 5 調製用等資材

調製用等資材	基準
二酸化炭素	
窒 素	
エタノール	
活 性 炭	
ケイソウ土	
クエン酸	
微生物由来の調製	
用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	
	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
カリウム	
オゾン	
コーンコブ	
次亜塩素酸水	食塩水を電気分解したものであること。
食塩	
食酢	
炭酸水素ナトリウ	
4	
ミッロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。